

京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会委員

(任期：令和6年9月1日～令和8年8月31日)

(五十音順：敬称略)

分野	委員名	役職（現職）
学 識	いけだ ゆういち 池田 裕一	京都大学総合生存学館教授
有識者	いしど ななこ 石戸 奈々子	NPO 法人 CANVAS 理事長
有識者	くわはら さくらこ 桑原 櫻子	桑原専慶流 副家元
業 界	こひら しんじろう 小平 眞滋郎	西陣織工業組合 理事長
有識者	こんごう いくこ 金剛 育子	(公財)金剛能楽堂財団・業務執行理事
業 界	しんだに ゆきよ 新谷 由貴代	京都伝統工芸大学学校校長
学 識	つじた もとこ 辻田 素子	龍谷大学経済学部教授
業 界	にしかわ かよこ 西川 加余子	(株)西川貞三郎商店代表取締役
学 識	ふるやま まさお 古山 正雄	観光映像プロモーション機構代表理事
業 界	やまなか げんべい 山中 源兵衛	金属工芸・清課堂 七代目 京都金属工芸協同組合 理事長
業 界	やまもと たかひで 山本 隆英	(一社)京都府食品産業協会 会長 全国食品産業協議会連合会 副会長 京都府中小企業団体中央会 副会長
有識者	よしだ はるひで 吉田 治英	(株)GK京都元顧問

〈参考〉京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例

(京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会)

第 17 条 この条例の規定に基づく知事の諮問のほか、伝統と文化のものづくり産業に関する重要事項の調査審議を行わせるため、京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、伝統と文化のものづくり産業の振興に関する事項について、知事に建議することができる。

3 審議会は、委員 15 名以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。